平成２５年（フ）第５２号
栃木県栃木市大平町真弓1122番地４
破産者　田中　哲矢
１　決定年月日　平成25年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４１６号
愛知県岡崎市北野町字東河原24番地１　ラルジュ・シエル202
破産者　牧野　　勝
１　決定年月日　平成25年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
札幌市東区北８条東16丁目２番18号　内田マンション103号
破産者　佐藤　晴義
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
青森県平川市本町平野46番地29
破産者　吹田　　正
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５０号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田34番地３
破産者　西沢久美子
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６９号
青森県弘前市大字福田字福岡４番地１
破産者　小枝　守男
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７５０号
仙台市青葉区落合４丁目６番23―304号
破産者　庄子　早苗
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
仙台市若林区上飯田３丁目10番13号、開始決定時の住所仙台市若林区大和町５丁目10番18―508号
破産者　澤口　将司
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
仙台市宮城野区福室２丁目４番18号　アントル・ド・メール101
破産者　池田　直太
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
仙台市太白区八木山弥生町19番23号　セジュール・イーロ202
破産者　竹村　誉子
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
仙台市宮城野区東仙台５丁目５番１号　コーポミモザ202
破産者　佐々木尚美
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
仙台市若林区一本杉町１番１号　ファミール・ド・エトワール202
破産者　小池　　仁
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
さいたま市西区大字佐知川1138番地１　ガーデンハウス葩島201
破産者　横澤　祐一
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
東京都東村山市秋津町４丁目15番地58
破産者　日留川孝尚
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
東京都東村山市秋津町４丁目15番地58
破産者　日留川美緒
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９１号
横浜市栄区上郷町200―１　横浜上郷ハイツ106号、住民票上の住所横浜市栄区野七里１丁目２番13―1354号
破産者　前野　　恵（旧姓笠倉）
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３３号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区６号棟105号室
破産者　菊池　　宏
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３４号
横浜市鶴見区駒岡４丁目12番40号
破産者　藤村なな子
成年後見人　藤村　典幸
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９号
神奈川県愛甲郡愛川町田代645番地
破産者　近藤　富男
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部